省　令

○総務省令第七十二号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の九の四に次のただし書を加える。

ただし、四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯の電波を使用する無線局であつて、地理的、時間的又は技術的な理由により当該電波を使用する場所等が制限されるものとして総務大臣が別に定めるものに係る当該周波数帯の電波の周波数の幅は、総務大臣が別に定めるものとする。

第五十一条の九の六第一号中「掲げる無線局」の下に「（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。）」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク又は設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に限る。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(1)　四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数

(2)　一、二四〇MHzを超え一、二五二MHz以下又は一、二五三MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

第五十一条の十の二第一項中「該当する無線局」の下に「（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局　同号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

第五十一条の十の二の次に次の七条を加える。

（同等特定無線局区分）

第五十一条の十の二の二　法第百三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局（同項に規定する特定無線局に限る。）の区分とする。

一　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局

二　設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

四　設備規則第四十九条の二十五に規定する二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局

（開設特定無線局数の届出）

第五十一条の十の二の三　法第百三条の二第七項の規定による開設特定無線局数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（同等特定無線局区分の周波数の幅）

第五十一条の十の二の四　同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。

一　第五十一条の十の二の二第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯　同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅

二　設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯（前号に掲げるものを除く。）　当該移動しない無線局（当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局（同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに限り、中継を行うものを除く。）に係る指定周波数の占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅

（同等特定無線局区分の広域専用電波の算定に用いる区域）

第五十一条の十の二の五　同等特定無線局区分の広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

一　法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号に掲げるもの及び包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に限る。）を除く。）　全国の区域

二　包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する法別表第六の二の項に掲げる無線局を通信の相手方とするもの　当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）

（基準無線局数）

第五十一条の十の二の六　法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、八十万局とする。

（新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出）

第五十一条の十の二の七　法第百三条の二第八項の規定による新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。